

税金クイズ-その2- ~相続税について~

令和4年12月作成



日本人は事前に相続に関する話をあまりしない傾向にあるようです。また、親子で十分に話し合わないため、親が思い込みで行った相続対策がかえってトラブルのもとになることもあるとか。相続には難しい法律の問題や税金も関係してきます。今回は相続税に関する疑問についてクイズ形式で確認したいと思います。

【問題】

- ① 相続により財産を取得した人は必ず相続税を納めなければならない
- ② 相続を放棄した相続人は相続税を納める必要はない
- ③ 相続により財産を取得しなかった相続人でも相続税を納める必要がある人がいる
- ④ 小規模宅地等の特例を利用して納付すべき相続税が無い場合でも申告をしなくてはならない
- ⑤ 相続税の申告・納税期限は被相続人が死亡した日から6か月以内である。
- ⑥ 相続税は被相続人の名義となっている財産にだけ課税される
- ⑦ 自分は納付すべき相続税をきちんと納付しても他の相続人の相続税を納付しなければならないことがある

【解答】

- ① × 遺産の総額が**基礎控除（3千万円 + 600万円 × 法定相続人の数）**以下であれば**相続税の申告も納税も必要ありません。**
- ② × 相続を放棄した場合でも例えば**死亡保険金を受け取ったような場合は相続税を納める必要が出てくる場合があります。**
- ③ ○ 相続時に遺産を取得しなくても生前の贈与について**相続時精算課税の適用を受けた人は相続税を収める必要が出てくる場合があります。**
- ④ ○ 小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減の特例を利用する場合には収めるべき相続税がゼロになる場合でも、**相続税の申告をしなければ特例が認められません。**
- ⑤ × 相続税の申告期限は**相続の開始を知った日から10か月以内**です。
- ⑥ × 所謂「**名義預金**」というような、配偶者や子供名義になっている預金や株式、自動車その他の資産でも、**実質的な所有者が被相続人であると認められるものも相続税の課税対象となることがあります（財産隠しや脱税を防止するため）。**
- ⑦ ○ 「**連帯納付義務**」といい、相続税は、他の相続人が相続税を納付しない場合に、**相続により取得した財産の価額を限度として、他の相続人が納付すべき相続税額について連帯して納付しなければならない義務**が定められています

いかがでしたでしょうか？ 特に⑥の**名義預金**については**税務署の調査を受けた場合には最も厳しくチェックされる項目の一つ**です。⑦の**連帯納付義務**は自分の分の税金を納めて安心していたら数年後に税務署から他の相続人の分の税金を支払えと言われることがある恐ろしい制度です。③の**相続時精算課税制度**の適用を受けた場合には、贈与を受けた人以外の相続人にも贈与から数十年後の相続に関係することもあるので注意が必要です。

